

請願第3号

飯島老人いこいの家の廃止の中止または廃止までの期間延長について

令和7年11月25日受理

市有施設の維持管理には年間多くの費用を要することから、存続か廃止かの見直しは重要だと認識しております。存続か廃止の判断をするには、明確な理由づけがあって決定されていることと思いますが、市民には判断基準が伝わっていないため、廃止については、突然の公表と捉えられ、長年施設を利用している人たちからは困惑と不安の声が聞かれます。廃止の判断をいつされたのかは分かりませんが、利用者に対する事前の説明もなく、9月5日の報道で突然廃止を知られ、飯島老人いこいの家の利用者への説明会があったのは11月6日でした。その内容は廃止をするという説明であり、利用者の思いを無視した説明会と感じるものでした。当然、利用者からは廃止反対の声が上がり收拾がつかない状態でした。

利用者からは、この先どうすればよいのかという声が多数あり、特に飯島老人いこいの家は、廃止予定の施設の中では利用者も多く、「存続をしてほしい」との強い要望が全利用者から寄せられています。

しかしながら、現施設は築50年と老朽化が進んでいることもあります、市の財政状況を考えれば大規模改修も難しいのではとの思いもあります。そうであれば、せめて指定管理の契約期間満了（令和10年3月末）まで廃止を延長してほしいという一部の利用者からの声もあり、同時に、設備の故障があっても多額の修繕費はかけなくてもよい、開館日数を現行の日数からお風呂の利用ができる火・木・土曜日の週3日にしてはどうか、また、100円、200円の利用料を取ってはどうかといった経費削減に関する話も出ています。

つきましては、本市のエイジフレンドリーシティの観点からも、飯島老人いこいの家について、現在の令和8年3月末での廃止を中止し施設の存続または令和10年3月末までの施設利用期間の延長について検討してくださるよう請願いたします。

請願第4号

高齢者の終活をめぐる公的支援の実施について

令和7年11月25日受理

単身高齢世帯が国内で900万世帯に上る中、頼れる親族がいない身寄りのない高齢者が増加しており、これまで家族が行ってきた日常生活の支援や死後の事務手続などができなくなってきております。

秋田市においても、65歳以上の高齢者が年々増加していることに伴い、身寄りのない独り暮らし高齢者も増えており、今後もさらに増加するものと見込まれています。安心して人生の最期を迎えるように総合的にサポートする仕組みづくりが必要です。

国は、こうした終活をめぐる公的支援のモデル事業を実施する自治体を令和4年度から募集しており、認知症の高齢者など、判断能力に不安がある人を支援する既存の日常生活自立支援事業を発展させ、身寄りのない高齢者の死後事務や入院・入所の手続などを支援することを想定し、資力のない人でも利用できるよう、収入や資産に応じて、低額や無料で利用できる形を目指しています。

つきましては、本市としても国の持続可能な権利擁護支援モデル事業に応募し、身寄りのない高齢者らが安心して終活などに取り組める環境整備を進めるために、下記事項について実施するよう請願いたします。

記

- 1 資力のない人には総合的な高齢者支援パッケージを提供し、入院・入所などの手続支援、日常生活の支援、死後の事務支援などを受けることができるようすること。
- 2 包括的な相談・調整窓口を整備することにより、高齢者がコーディネーターに相談し、支援プランをつくってもらいながら、見守り、財産管理、死後対応など様々な支援、サービスを受けることができるようすること。